

境港市下水道料金等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公共下水道使用料金及び公共下水道受益者負担金の額(以下「料金等」という。)について審議するため、境港市下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、料金等に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該料金等について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【一部改正案】

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、境港市下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共下水道使用料及び公共下水道事業受益者負担金に関する事項を調査、審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。

## 審議会(平成25年度)の答申内容

### 1. 公共下水道使用料体系 (平成26年4月1日施行分)

公共下水道使用料については、平成26年4月1日から消費税および地方消費税を合わせた割合(以下「消費税率等」という。)が、現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、排除汚水量の段階ごとに定める現行の使用料の単価に、引き上げられた税率(3%分)に相当する金額を加算し、下表のとおり改定されることが適当である。

#### ◆使用料体系 (2箇月分の税込金額)

使用料区分	排除汚水量	現行(税率5%)		改定後 (税率8%)	改定額
		税抜き	税込み		
基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで	2,600 円	2,730 円	2,808 円	78 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> 当り)	20 m <sup>3</sup> 超~40 m <sup>3</sup>	170.00 円	178.50 円	183.60 円	5.10 円
	40 m <sup>3</sup> 超~100 m <sup>3</sup>	192.00 円	201.60 円	207.36 円	5.76 円
	100 m <sup>3</sup> 超~200 m <sup>3</sup>	247.00 円	259.35 円	266.76 円	7.41 円
	200 m <sup>3</sup> 超~1,000 m <sup>3</sup>	290.00 円	304.50 円	313.20 円	8.70 円
	1,000 m <sup>3</sup> 超~2,000 m <sup>3</sup>	302.00 円	317.10 円	326.16 円	9.06 円
	2,000 m <sup>3</sup> 超	313.00 円	328.65 円	338.04 円	9.39 円

公 共 下 水 道 の 使 用 料

公共下水道を使い始めると、汚水の量に応じて「公共下水道使用料」を納めることになります。みなさまから納めていただいた使用料は、汚水を処理する処理場や下水道管などの維持管理の費用と、施設整備の際に借り入れた費用の返済の一部にあてられます。

◆ 使用水量の決め方

公共下水道の使用水量は、原則として上水道の使用水量（検針の水量）です。  
井戸水等を使用する場合は、世帯の人数や使用形態などを考慮して使用水量を認定します。

◆ 使用料の計算方法

◎料金表（2か月あたり・消費税8%を含む） 平成26年4月改定

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料
基本使用料	20m <sup>3</sup> まで	2,808 円
超過使用料	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	183.60 円
	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	207.36 円
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	266.76 円
	200m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	313.20 円
	1,000m <sup>3</sup> を超え 2,000m <sup>3</sup> までの分	326.16 円
	2,000m <sup>3</sup> を超える分	338.04 円

◎計算例（2か月の使用水量が40m<sup>3</sup>の場合）

基本使用料 20m<sup>3</sup>まで 2,808 円 ①  
 超過使用料 20m<sup>3</sup>を超え40m<sup>3</sup>までの分 183.60 円 × 20m<sup>3</sup> = 3,672 円 ②  
使用料合計(①+②) = 6,480 円

◎使用料早見表（2か月あたり・消費税8%を含む）

使用水量 20m <sup>3</sup> まで 2,808 円					
使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
30m <sup>3</sup>	4,644 円	70m <sup>3</sup>	12,700 円	110m <sup>3</sup>	21,589 円
40m <sup>3</sup>	6,480 円	80m <sup>3</sup>	14,774 円	120m <sup>3</sup>	24,256 円
50m <sup>3</sup>	8,553 円	90m <sup>3</sup>	16,848 円	150m <sup>3</sup>	32,259 円
60m <sup>3</sup>	10,627 円	100m <sup>3</sup>	18,921 円	200m <sup>3</sup>	45,597 円

◆ 納付の方法は

2 か月ごとに上水道の検針があります。検針の翌月の下旬に納入通知書を送付しますので、請求月の月末の納期限日までに、金融機関窓口で納付または口座振替で納付してください。

◎便利で確実な「口座振替」を、ぜひご利用ください。

お申し込みは、「境港市税等口座振替依頼書」を市に郵送または持参してください。

境港市指定金融機関の窓口で申し込む場合は、通帳・届出印を用意して、指定金融機関窓口に備えてある「境港市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

※郵便局（ゆうちょ銀行）では、口座振替のみ取扱いしています。

※境港市では、水道料金は米子市水道局から、公共下水道使用料は境港市下水道課から、それぞれ別々に請求されます。すでに水道料金の口座振替を行っている場合でも、新たに境港市の公共下水道使用料の口座振替を申し込む必要があります。

◆周辺都市の使用料体系(2か月分、消費税8%込)

(金額:円)

水量区分(m3)	境港市	参考 水道 13mm	米子市	倉吉市	鳥取市	松江市	安来市	出雲市	大田市	江津市	浜田市
基本使用料	2,808	1,771	2,376	2,376	2,065	1,728	2,458	2,592	3,240	3,240	3,240
1～16					29.16	86.40					
17～20	183.60	109.08	142.56	197.64	120.96	129.60	179.28	155.52	162.00	173.00	135.00
21～30											
31～32											
33～40											
41～50	207.36	143.64	184.68	209.52	179.28	205.20	217.08	205.20	183.60	184.00	210.60
51～60											
61～80											
81～100											
101～200											
201～400	313.20	180.36	261.36	247.32	238.68	259.20	345.60	250.56	216.00	227.00	
401～500											
501～600											
601～1,000											
1,001～2,000	326.16	226.80	291.60	275.40	275.40	291.60	383.40	298.08	216.00	238.00	
2,001～											
累進倍率	1.8	2.1	2.1	1.4	10.8	3.6	2.1	1.9	1.3	1.4	1.6
温泉汚水	183.60	—	83.16	125.28	なし	172.80	なし	162.00	なし	なし	なし
改定施行年度	H25年度	H5年度	H25年度	H19年度	H28年度	H23年度	H20年度	H23年度	H19年度	H17年度	H20年度

4

※1)一般汚水の最上段は基本使用料、太線から下は超過使用料の1m3当り単価。(鳥取市及び松江市の基本使用料は、使用水量分を含まない。)

※2)累進倍率は、超過使用料の最高区分の額を最低区分の額で除したもの。

※3)境港市の温泉汚水は、平成29年度新設。

※4)改定施行年度は、消費税引上げに係る改定を除く。

○周辺都市との現行使用料(2か月分、消費税8%込)の比較

(金額:円)

使用水量 (m3)	境港市	参考 水道 13mm	米子市	倉吉市	鳥取市	松江市	安来市	出雲市	大田市	江津市	浜田市
16	2,808	1,771 -36.9%	2,376 -15.4%	2,376 -15.4%	2,531 -9.9%	3,110 10.8%	2,458 -12.5%	2,592 -7.7%	3,240 15.4%	3,240 15.4%	3,240 15.4%
20	2,808	2,207 -21.4%	2,946 4.9%	2,376 -15.4%	3,015 7.4%	3,456 23.1%	3,175 13.1%	3,214 14.5%	3,240 15.4%	3,240 15.4%	3,240 15.4%
30	4,644	3,298 -29.0%	4,371 -5.9%	4,352 -6.3%	4,224 -9.0%	4,752 2.3%	4,968 7.0%	4,769 2.7%	4,860 4.7%	4,970 7.0%	4,590 -1.2%
40	6,480	4,389 -32.3%	5,797 -10.5%	6,328 -2.3%	5,434 -16.1%	6,048 -6.7%	6,879 6.2%	6,583 1.6%	6,480 0.0%	6,700 3.4%	5,940 -8.3%
50	8,553	5,825 -31.9%	7,644 -10.6%	8,424 -1.5%	7,227 -15.5%	8,100 -5.3%	9,050 5.8%	8,462 -1.1%	8,316 -2.8%	8,540 -0.2%	8,046 -5.9%
60	10,627	7,261 -31.7%	9,491 -10.7%	10,519 -1.0%	9,020 -15.1%	10,152 -4.5%	11,221 5.6%	10,514 -1.1%	10,152 -4.5%	10,380 -2.3%	10,152 -4.5%
80	14,774	10,134 -31.4%	13,184 -10.8%	14,709 -0.4%	12,972 -12.2%	14,256 -3.5%	15,562 5.3%	14,618 -1.1%	13,824 -6.4%	14,280 -3.3%	14,364 -2.8%
100	18,921	13,007 -31.3%	16,878 -10.8%	18,900 -0.1%	16,925 -10.5%	18,360 -3.0%	20,941 10.7%	18,722 -1.1%	17,496 -7.5%	18,400 -2.8%	18,576 -1.8%
120	24,256	15,880 -34.5%	21,695 -10.6%	23,371 -3.6%	21,418 -11.7%	22,896 -5.6%	26,319 8.5%	23,258 -4.1%	21,816 -10.1%	22,720 -6.3%	22,788 -6.1%
150	32,259	20,189 -37.4%	28,920 -10.4%	30,078 -6.8%	28,157 -12.7%	29,700 -7.9%	34,387 6.6%	30,062 -6.8%	28,296 -12.3%	29,200 -9.5%	29,106 -9.8%
200	45,597	27,371 -40.0%	40,962 -10.2%	41,256 -9.5%	39,389 -13.6%	41,040 -10.0%	47,833 4.9%	41,402 -9.2%	39,096 -14.3%	40,000 -12.3%	39,636 -13.1%
500	139,557	81,479 -41.6%	119,370 -14.5%	115,452 -17.3%	112,073 -19.7%	118,800 -14.9%	151,513 8.6%	118,730 -14.9%	103,896 -25.6%	108,100 -22.5%	102,816 -26.3%
1,000	296,157	184,079 -37.8%	259,770 -12.3%	245,052 -17.3%	236,813 -20.0%	264,600 -10.7%	324,313 9.5%	254,810 -14.0%	211,896 -28.5%	226,000 -23.7%	208,116 -29.7%
2,000	622,317	410,879 -34.0%	551,370 -11.4%	504,252 -19.0%	512,213 -17.7%	556,200 -10.6%	707,713 13.7%	552,890 -11.2%	427,896 -31.2%	464,000 -25.4%	418,716 -32.7%
3,000	960,357	637,679 -33.6%	848,370 -11.7%	775,332 -19.3%	826,493 -13.9%	869,400 -9.5%	1,091,113 13.6%	850,970 -11.4%	643,896 -33.0%	702,000 -26.9%	629,316 -34.5%
5,000	1,636,437	1,091,279 -33.3%	1,442,370 -11.9%	1,317,492 -19.5%	1,455,053 -11.1%	1,495,800 -8.6%	1,857,913 13.5%	1,447,130 -11.6%	1,075,896 -34.3%	1,178,000 -28.0%	1,050,516 -35.8%

※上段は使用料(2か月分、消費税8%込)、下段は本市との対比(太枠内は本市を上回る。)

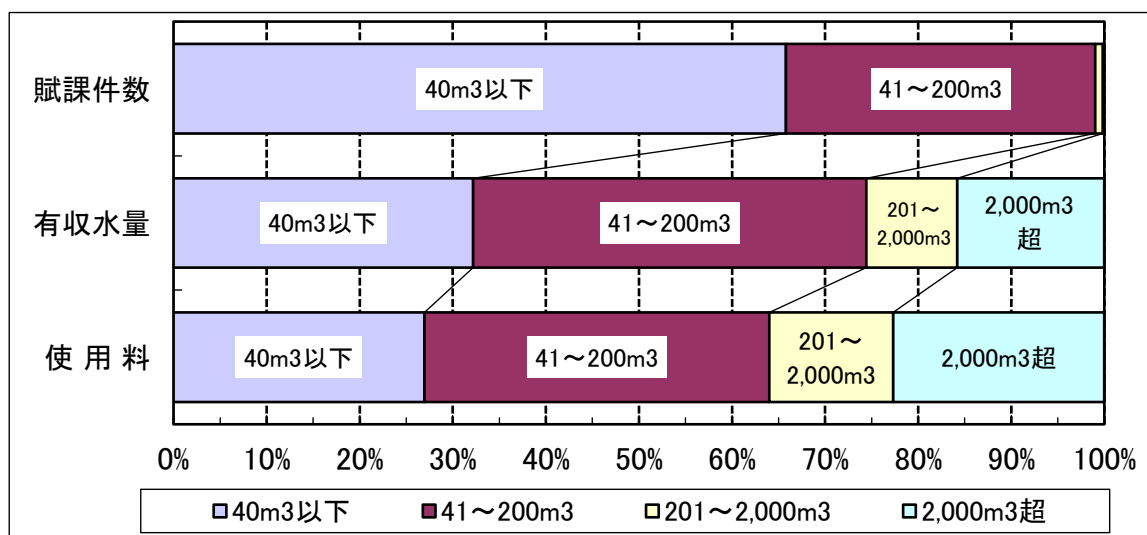
◆有収水量、使用料等実績

水量区分	賦課件数		有収水量(千m3)		使用料(百万円)		1m3当り 単価
	件数	割合	千m3	割合	百万円	割合	
20m3以下	12,165	26.2%	148	6.8%	34	7.6%	228
20m3超～40m3	18,398	39.6%	556	25.4%	86	19.4%	155
40m3超～100m3	14,749	31.8%	841	38.4%	148	33.2%	176
100m3超～200m3	671	1.4%	84	3.8%	17	3.9%	205
200m3超～1,000m3	350	0.8%	149	6.8%	40	9.1%	271
1,000m3超～2,000m3	44	0.1%	64	2.9%	19	4.2%	293
2,000m3超	66	0.1%	346	15.8%	101	22.7%	292
水量区分別計	46,443	100.0%	2,189	100.0%	445	100.0%	203
米子市旭が丘団地			31		5		
合計	46,443		2,220		450		

※水量区分は2か月分水量、使用料は現年度賦課額

※賦課件数は年間:6期の総件数(共同住宅等の特例件数を含む)

※水量区分:200m3超は、事業所等に限定される。



○大口事業所の使用状況(H29年度)

業種	大口 件数	うち 2千m3超	有収水量 (千m3)
福祉医療施設	9件	2件	123
行政機関	3件	1件	98
小売・サービス業	10件	3件	89
製造業	3件	2件	85
教育施設	6件	1件	42
公共施設	3件	2件	34
合計	34件	11件	471

→ 製造業減免対象

21.2% (有収水量に占める割合)

※「大口事業所」は年間水量3,000m3超(2か月分500m3超)の事業所

◆賦課件数、有収水量、使用料等の推移

○賦課件数		※下段は対前年度比較						(件)	対前年度
水量区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5年平均	
40m3以下	22,705	23,409	24,834	26,706	27,950	29,379	30,563	1,431	
	2,149	704	1,425	1,872	1,244	1,429	1,184		
40m3超～200m3	12,814	13,380	13,293	13,948	14,328	14,911	15,420	408	
	△ 156	566	△ 87	655	380	583	509		
200m3超～2,000m3	336	352	355	362	374	379	394	8	
	2	16	3	7	12	5	15		
2,000m3超	36	38	37	39	40	52	66	6	
	△ 1	2	△ 1	2	1	12	14		
賦課件数計	35,891	37,179	38,519	41,055	42,692	44,721	46,443	1,853	
	1,994	1,288	1,340	2,536	1,637	2,029	1,722		
最終(6期目)件数	6,099	6,252	6,512	6,919	7,251	7,556	7,888	327	
	428	153	260	407	332	305	332		

※賦課件数は年間6期の総件数(共同住宅等の特例件数を含む)

○有収水量		※下段は対前年度比較						(千m3)	対前年度
水量区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5年平均	
40m3以下	541	554	584	623	651	680	704	30	
	42	13	30	39	28	29	24		
40m3超～200m3	789	821	811	845	859	893	925	21	
	△ 19	32	△ 10	33	14	34	33		
200m3超～2,000m3	183	195	195	200	205	212	213	4	
	△ 16	12	△ 0	5	5	7	1		
2,000m3超	230	226	228	241	248	275	346	24	
	△ 10	△ 4	2	12	7	28	71		
有収水量計	1,743	1,796	1,819	1,908	1,962	2,060	2,189	79	
	△ 3	53	23	90	53	99	128		
米子市旭が丘団地	35	31	31	32	31	32	31		
合計	1,778	1,827	1,850	1,940	1,993	2,093	2,220		
200m3以下1件当り	37.4	37.4	36.6	36.1	35.7	35.5	35.4	(m3/件)	

○使用料		※下段は対前年度比較						(百万円)
水量区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
40m3以下	81	84	95	105	110	116	120	
	8	2	12	10	5	5	4	
40m3超～200m3	133	139	141	150	153	159	165	
	△ 3	5	2	9	3	6	6	
200m3超～2,000m3	50	54	54	56	57	59	59	
	△ 5	3	0	2	1	2	△ 0	
2,000m3超	74	72	72	70	71	81	101	
	△ 3	△ 2	△ 0	△ 2	2	9	20	
使用料計	339	348	361	380	391	415	445	
	△ 2	9	13	19	12	23	30	
1m3当り単価(円)	194	194	199	199	200	201	203	
米子市旭が丘団地	5	5	5	5	5	6	5	
合計	344	353	367	385	397	420	450	

※H15年度、H19年度、H22年度、H25年度に使用料改定 H26年度に消費税率改定

※H26年度に弥生団地を追加

## ◆下水道使用料の収入状況

(金額:千円)

内 訳	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	対前年度	
現年度	調定額	345,963	338,683	347,992	361,293	379,879	391,448	414,730	444,908	30,178
	収入額	336,843	333,413	343,692	356,688	375,530	387,234	410,902	441,989	31,087
	収納率	97.36%	98.44%	98.76%	98.73%	98.86%	98.92%	99.08%	99.34%	0.27%
	対前年	-1.67%	1.08%	0.32%	-0.04%	0.13%	0.07%	0.15%	0.27%	
過年度	調定額	7,388	13,434	10,702	9,794	10,241	9,118	7,717	7,308	-409
	収入額	2,504	7,150	4,768	3,863	4,104	4,384	3,167	3,647	480
	収納率	33.89%	53.22%	44.55%	39.45%	40.08%	48.08%	41.03%	49.90%	8.87%
	対前年	-6.16%	19.33%	-8.67%	-5.11%	0.63%	8.01%	-7.05%	8.87%	
全体計	調定額	353,351	352,117	358,694	371,087	390,121	400,567	422,447	452,216	29,769
	収入額	339,347	340,563	348,460	360,551	379,634	391,619	414,069	445,636	31,567
	収納率	96.04%	96.72%	97.15%	97.16%	97.31%	97.77%	98.02%	98.55%	0.53%
	対前年	-1.44%	0.68%	0.43%	0.01%	0.15%	0.45%	0.25%	0.53%	
滞納繰越額	13,434	10,657	9,794	10,259	9,118	7,717	7,308	5,559	-1,748	
滞納者件数	124件	190件	130件	138件	118件	130件	174件	143件	-31件	

## ○滞納処分(差押)の執行状況

内 訳	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	対前年度
差押件数	5件	1件	25件	25件	26件	54件	16件	43件	27件

※受益者負担金を含む。



## 下水道会計の財政状況

### (1) 平成29年度事業費の実績

(単位: 百万円)

○支出: 2,654百万円

一般管理費  
51 (2%)

建設費 污水管、処理場、雨水排水路 1,428 (54%)	市債返済金 979 (37%)	維持管理費 196 (7%)
-------------------------------------	--------------------	-------------------

※建設費の内訳 国庫補助: 1,124百万円、市単独: 304百万円、前年度からの繰越: 286百万円

○収入: 2,656百万円

受益者負担金  
53 (2%)

その他  
67 (3%)

国庫補助金 541 (20%)	市債借入金 885 (33%)	市繰入金 (市税等) 664 (25%)	下水道 使用料 446 (17%)	その他 67 (3%)
--------------------	--------------------	----------------------------	-------------------------	----------------

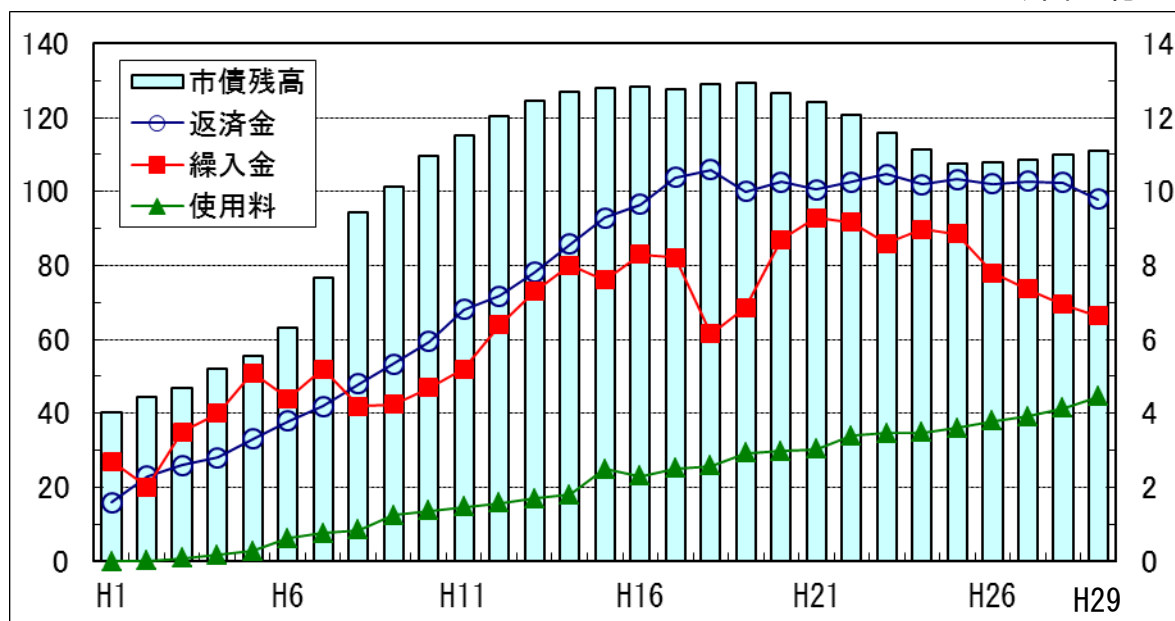
※市債借入金の内訳 建設費充当分: 816百万円、市債返済金充当分: 69百万円

※市繰入金のうちし尿・浄化槽汚泥受入分: 27百万円

※その他のうち前年度からの繰越: 15百万円、収入のうち翌年度に繰越: 2百万円

### (2) 市債残高、市繰入金等の推移

(単位: 億円)



左軸—市債残高(借入金残高) 平成29年度末の市債残高: 111億円

右軸—市債返済金、市繰入金、下水道使用料収入

※過去の高金利借入分から低金利への借換えによる市債返済金は除く

## 公共下水道の整備状況等

※別紙計画平面図を参照

(1) 昭和58年度に事業着手し、平成2年度より供用(公共下水道の使用)を開始した。

\* 佐斐神町の終末処理場付近から上流側へ順次整備を進めている。

(2) 平成27年度に中海側の渡地区(渡町、西森岡のほぼ全域)、外江地区(外港外江線以南の外江町、芝町)、米川町等を事業計画区域に追加し、現在整備中である。

(3) 平成31年度には残る外江地区などを事業計画区域に追加し、平成38年度までの完了をめざして整備を進める計画である。

### ◇整備状況(平成30年3月末時点)

項目	行政区域	全体計画	整備済区域
人口	34, 226人(A)	30, 300人	25, 420人(B)
面積	2, 910ha	1, 735ha	939. 9ha

### ◇人口普及率及び水洗化率(接続率)(平成30年3月末時点)

普及率(B)／(A)	水洗化世帯	水洗化人口	水洗化率(C)／(B)
74. 3%	8, 766世帯	20, 354人(C)	80. 1%

※人口普及率: 鳥取県: 70. 5%、全国平均: 78. 8%

### ◇既存の主要施設

終末処理場	污水管延長	中継ポンプ場	日最大処理能力	日平均流入水量
下水道センター	187. 8km	1箇所(下ノ川)	11, 350m <sup>3</sup> /日	6, 484m <sup>3</sup> /日

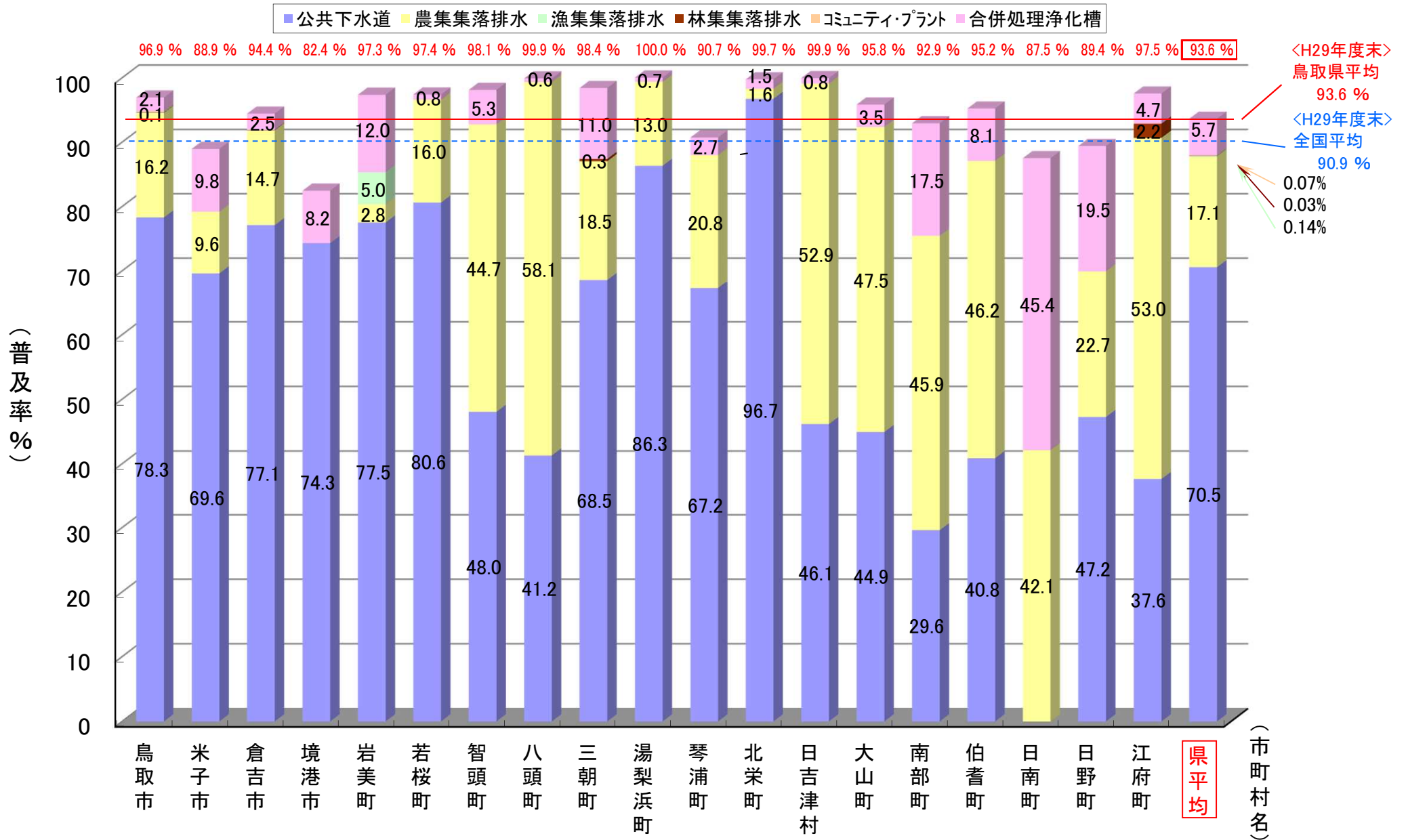
### ◇建設事業費の推移

(単位: 百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
処理場	0	68	98	716	540	833	111
污水管等	380	477	657	669	669	821	1, 245
雨水排水路	76	69	27	114	97	43	72
合計	456	614	782	1, 499	1, 306	1, 697	1, 428

# 平成29年度末 鳥取県 生活排水処理施設別普及率(市町村別)

H30. 3. 31現在



※鳥取県: 全19市町村(4市14町1村) ⇒ 生活排水処理施設普及率93.6%(H29年度末)。